

紙だけではなく、公文書の媒体

鳥取県公文書等の管理に関する条例 第2条は、文書には図画、写真、スライド、マイクロフィルム及び電磁的記録が含まれると定義しています。ここにある文書は紙と考えてよいでしょう。

では、紙以外のものとは何なのか。今号では、スライドとマイクロフィルムについてご紹介します。

◆ スライド ◆



こちらは、昭和60(1985)年に開催されたわかとり国体の様子を撮影したポジフィルムが収められたスライド(19コマ)です。ポジフィルムとは、陽画フィルム、リバーサルフィルムとも呼ばれていて、その対極にあるのがネガフィルムです。こちらのスライドには、マウントと呼ばれるフレーム(縦横50mm)の中に、35mmのポジフィルムが1コマずつ収納されています。

かつては、スライド映写機と呼ばれる専用機材があつて、マウント付きのフィルム数十コマを装填して、1コマずつスクリーンに拡大投影していました。パワーポイントのスライドショーは、これからきています。

ポジフィルムはネガフィルムよりも撮影が難しい反面、画像の精度が高く、現像後のフィルムで撮影された内容を確認することができます。もちろん、ポジフィルムは印画紙に印刷することもできます。

要するに、スライドは写真フィルムと同じものなので、第2条のように写真と分ける必要があるのか、疑問が残ります。

◆ マイクロフィルム ◆

こちらは、北海道の上湧別町が所蔵する公文書を撮影したマイクロフィルムです。21年前に専用のカメラ(約15kg)とその他機材一式を持参して撮影したもので、約650コマの画像が収められています。現像は専門の事業者任せますが、納品後は、職員がマイクロリーダープリンターと呼ばれる機材で画像を確認しながら印刷していきます。

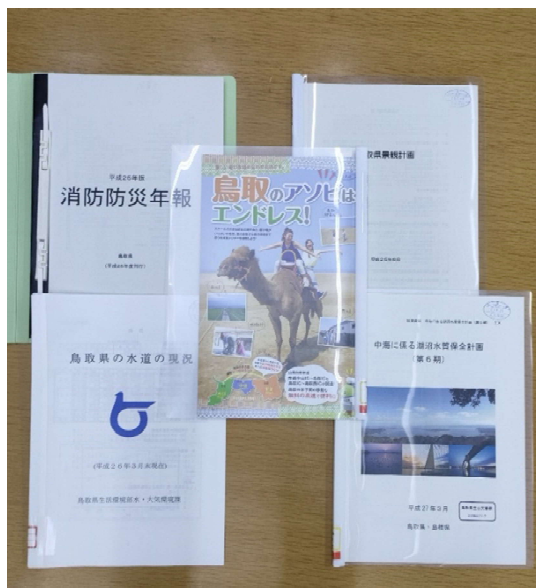
マイクロフィルムは、主として文書撮影に利用しますが、高画質、高精細の撮影が可能で、印刷したものは事務室のコピー機で印刷したものと同等変わりはありません。難点は、カラーではないことです。

かつてマイクロフィルムは、TACベースを素材とするものが主流で、湿気を含むと分解して強烈な酢酸臭を放ちながら劣化していきました(ビネガーシンドロームといいます)。公文書館には、1000本を超えるマイクロフィルムが保存されていますが、TACベースを素材とするものは順次デジタル化を進めて、貴重な情報が残るような対策を進めています。

なお、写真のマイクロフィルムは、分解しにくいPETベースを素材とするもので100年の保存が可能とされています。マイクロフィルムは中の文字情報を改ざんすることが不可能なので、公文書の真正性を担保する媒体としての価値は失われていません。



県民に向けた資料を Web 公開した後は



いよいよ年度末が近づいてきました。業務の締めにかかっている頃かと思います。

さて、今年度、業務の成果物として、県民等向けの資料を作成された所属も多いのではないのでしょうか。例えば、こんなキーワード。

アクションプラン	計画
ガイドブック	手引き
ハンドブック	年報
パンフレット	報告書

これらは「行政刊行物」にあたります。

近年は、印刷をせず、Web 公開のみとする資料も多いでしょう。印刷していないのに刊行物？と思われるかもしれませんが、公文書館では、Web 公開のみの資料も収集しています！

Check 1 資料を Web 公開した後の手続き

- ① 行政刊行物を Web 公開した後は、「デジタル刊行物登録 DB」に登録をお願いします。



刊行物ごとに次の欄に登録してください。

刊行物の名称	巻・号	発行年月 (和暦)	ファイル添付欄	公表ページのURL
		入力例: H26.01	ファイル添付 pdf/word/excel	

- ② 可能であれば、1 2部印刷して、図書館にご提供ください。

行政資料の収集の窓口は県立図書館です。

Check 2 そもそも、行政刊行物とは？

- ・ 県民等に公開することを目的として県が作成した印刷物等のことです。
- ・ 原則として、機密扱いのものや軽易なチラシなどを除くすべての印刷物、CD-R・DVD等電子媒体の資料、電子資料を対象としています。
- ・ 国や他の地方公共団体等が作成したものでも、本県の県政に関する重要な情報が記録されているものはぜひご提供ください。

◆公文書館の所蔵状況◆

令和4年12月末現在で、**64,986冊**を所蔵しています。

令和3年度は159件、令和4年度は12月末時点で353件の利用がありました。これ以外にも、開架資料は自由に閲覧いただいています。



1年間の業務の振り返りの一環として、行政資料の登録状況の確認もよろしくをお願いします！